

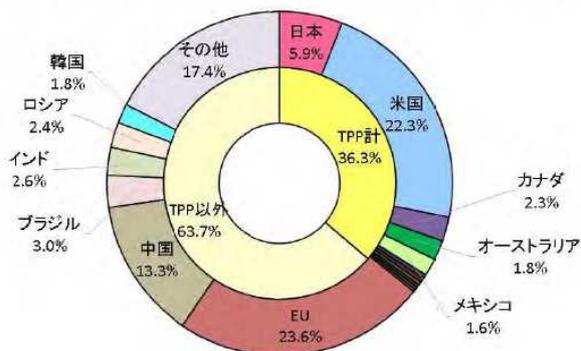
在メキシコ日本企業向け TPPセミナー (講演資料)

2016年3月17日
駐レオン総領事
鈴木康久

TPP協定の意義

- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。
世界のGDPの約4割、人口の1割強(約8億人)を占める巨大な経済圏。
(日本、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド)
- TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。
- 物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で**新しいルールを構築**。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日適用)にて作成。

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

(1) 冒頭の規定及び一般定義 TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(3) 原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4) 繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5) 税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6) 貿易救済 ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることができる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。	(7) 衛生植物検疫(SPS)措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気になるようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8) 貿易の技術的障壁(TBT) 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障壁とならないように、ルールを定める。	(9) 投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10) 国境を越えるサービスの貿易 内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。
(11) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12) ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	(13) 電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16) 競争政策 競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。	(17) 国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。	(18) 知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(20) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21) 協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22) 競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23) 開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24) 中小企業 中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25) 規制の整合性 締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。
(26) 透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。	(27) 運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	(28) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	(29) 例外及び一般規定 締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合等について定める。	(30) 最終規定 TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

3

メキシコ

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
乗用車	即時撤廃	15%~30%	撤廃済
バス	11年目にかけて関税削減(ベースレート75%分)	15%~30%	除外
小型トラック	即時撤廃	15%~30%	撤廃済
中・大型トラック	11年目にかけて関税削減(ベースレート75%分)	30%	除外
中古車	発効時に関税削減(ベースレート5%分)	50%	除外

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準65%の併課制。

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
エンジン部品	即時撤廃	5%	撤廃済
ギアボックス、車体の部分品	即時撤廃	5%	撤廃済
バンパーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ブレーキの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ショックアブソーバーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済

※日メキシコEPAにおける自動車部品の原産地規則は関税分類変更基準と控除方式による付加価値基準65%の併課制等。

TPP協定 原産地規則章の概要

1. TPP特惠税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）
2. 輸出者，生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入（貿易手続の円滑化）
3. 完全累積制度の実現

TPP協定においては，複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い，原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締約済みのEPAにおいても，メキシコ，ペルー等で完全累積制度を採用している。

5

自動車関連の品目別規則

1. 自動車(完成車)

○TPPにおける原産地規則は，付加価値基準(控除方式で55%又は純費用方式で45%)。ただし，特定の自動車部品7品目(注1)については，指定された工程(注2)のうち，1つ以上の工程をTPP域内で行えば，原産材料と認められる。

2. 自動車部品

○TPPにおける自動車部品の原産地規則は，関税分類変更基準と付加価値基準(品目に応じ，控除方式で45～55%，積上げ方式で35～45%)の選択制(※一部例外を除く。)

ただし，上記付加価値基準の計算上，当該自動車部品の材料は，指定された工程(注2)のうち，1つ以上の工程をTPP域内で行えば，5～10%を限度として，原産材料と認められる。

(注1)強化ガラス，合わせガラス，車体(普通車用のもの)，車体(貨物車等のもの)，バンパー，ドア，車軸

(注2)複雑な組立て，複雑な溶接，ダイキャストニング，射出成形，鍛造，熱処理(金属の焼戻し又はガラスの熱成型を含む。)，積層，切削，金属成形，ちゅう造，スタンピング(プレス成形を含む。)

(※)自動車用エンジンについては，関税分類変更基準が適用されず，付加価値基準のみとされている。

迅速な輸入通関で物流コスト削減

- 輸出者及び輸入者が、単一の窓口において、標準的な輸出入手続を電子的に完了することができるよう努める
- 事前教示でスムーズな輸入通関

7

日本企業の意見を締約国の規格に反映する機会の拡大・認証コストの削減

WTO・TBT協定は、製品の生産工程又は生産方法（ラベル等の表示に関する要件を含む。）等の規制を加盟国が作成する場合の通報、透明性確保に関する手続を規定。

TPP・TBT章は、WTOの内容を維持しつつ、強制規格等の立案・制定・適用の各段階でさらに透明性の向上を図る規定を設けた。

8

査証などの申請手続が迅速化

➤ 申請手続

出入国管理に関する文書の申請の受領後、できる限り速やかに申請に関する決定を行い、申請者に通知する

➤ 情報の提供

ビジネス関係者の一時的な入国に関する最新の要件及び申請が処理される標準的な期間を公表する

➤ ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会

ビジネス関係者の一時的な入国を一層円滑にする機会等について検討する

9

参考資料

参考：ビジネス関係者の一時的な滞在：カテゴリー別滞在期間（抜粋）

	短期の商用訪問者	企業内転勤者	投資家
豪州	3か月まで	4年まで（経営幹部）、 2年まで（専門家）、 （更新可）	2年まで
※ブルネイ	3か月まで （最長12か月まで更新可）	3年（最長5年まで更新可）	3か月まで （最長12か月まで更新可）
※カナダ	6か月まで（更新可）	3年まで（更新可）	1年まで（更新可）
※チリ	90日まで（更新可）	1年まで（更新可）	1年まで（更新可）
※マレーシア	90日まで	2年まで （2年毎に更新可、 経営幹部は合計10年まで、 専門家は合計5年まで）	—
※メキシコ	180日まで	1年（3回更新可）	1年（3回更新可）
ニュージーランド	年間で合計3か月まで	3年まで	—
ペルー	183日まで	1年まで（更新可）	1年まで（更新可）
シンガポール	30日まで	—	30日まで
米国	約束しない		
ベトナム	6か月	3年（更新可）	1年
日本	90日まで（更新可）	5年まで（更新可）	5年まで（更新可）

（※機械設備設置サービス提供者を含む。）

10

労働者の基本的な権利を保護

TPP協定の労働章では、各国が法律などにおいて「1998年のILO宣言」で示された労働者の基本的な権利並びに最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び健康に関する労働条件を採用・維持することを規定

＜1998年のILO宣言における労働者の基本的な権利＞

- ① 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認
- ② あらゆる形態の強制労働の撤廃
- ③ 児童労働の実効的な廃止
- ④ 雇用及び職業に関する差別の撤廃

11

環境分野に係るTPP協定の概要

主要条文の概要

- ◆ 締約国間の相互に補完的な貿易政策及び環境政策の促進, 環境法令の効果的な執行の促進
- ◆ 野生動植物の違法な採捕及び取引への対処
- ◆ 有害な漁業補助金の禁止
(禁止される補助金は日本には無い)

12

中小企業の海外展開促進

TPP協定では、中小企業章などに具体的な規定を置き、中小企業がTPP協定を積極的に活用しやすくなるよう工夫

① 中小企業章

- 中小企業に有益と考える情報を締約国のウェブサイトで分かりやすい形で提供する
- 中小企業小委員会を設置し、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用するための支援、セミナーなどによる情報提供を行う

② 競争力及びビジネス円滑化章

- 中小企業の海外展開促進小委員会を設置し、TPP域内のサプライチェーンへの中小企業の参加を支援するため、専門家と共に能力開発活動を行う
- 締約国の利害関係者が意見を提供する機会を与えるために適当な仕組みを設ける

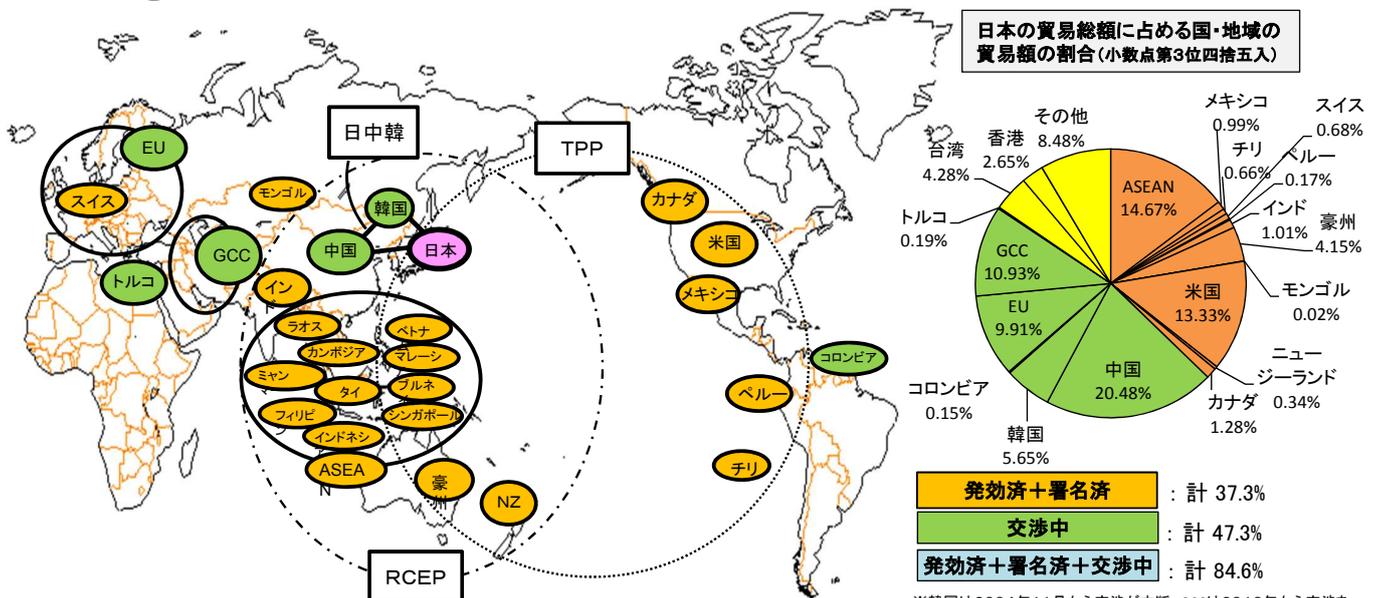
13

我が国の経済連携協定(EPA)の取組

2016年2月現在

- ・ASEAN諸国を中心にこれまで18か国・地域との経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。
- ・発効済・署名済EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は37.3%。(米:47.4%, 韓:62.5%, EU:30.7%)
- ・発効済・署名済EPAに加えて交渉中EPA相手国との貿易が貿易総額に占める割合は84.6%。
[参考]『日本再興戦略』では2018年までにFTA比率を70%に引き上げることを政策目標として掲げている。

● : 既にEPA/FTAが発効済・署名済の国・地域 ● : 現在、EPA/FTAを交渉している国・地域



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)

※韓国は2004年11月から交渉が中断、GCCは2010年から交渉を延期
出典: 財務省貿易統計(2015年3月), ただし, 米, 韓, EUについては, IMF Direction of Trade Statistics (2015年4月)
(各国の貿易額の割合については, 小数点第3位四捨五入)

ご清聴有り難うございました。

